チェックしましょう！

福島県最低賃金

平成26年10月4日発効

時間額 ※パートやアルバイトにも適用されます。

689円

産業別最低賃金

次の業種で働く方に適用されます。金額は時間額。

非鉄金属製造業最低賃金 平成26年11月28日発効	802円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 （医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。） 平成26年12月13日発効	753円
自動車小売業最低賃金 （二輪自動車小売業（原動機付き自転車を含む。）を除く。） 平成26年12月17日発効	785円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 平成26年12月27日発効	787円
輸送用機械器具製造業最低賃金 平成26年12月27日発効	789円

上記の産業であっても、右に掲げる者については、福島県最低賃金（689円）が適用されます。

❶18歳未満又は65歳以上の者
❷雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
❸清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
❹❶～❸のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

専門家派遣・相談等支援

中小企業事業主の皆さまの悩みについて、無料でワンストップで相談に対応し、あるいは専門家を派遣します。

【相談窓口】
福島県最低賃金総合相談支援センター
〒960－8252　福島市御山字三本松19－3
福島県社会保険労務士会内　電話024(531)1515

業務改善助成金事業

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

【お問合せ先】
上記の福島県最低賃金総合相談支援センター又は
福島労働局賃金室　電話024(536)4604

webでチェック ▶▶▶ 最低賃金制度 検索

スマホでチェック ▶▶▶

厚生労働省 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ✆024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ